

## ふるさと雇用再生特別基金事業の概要について

### 1 事業の趣旨

雇用及び失業の情勢が悪化している地域において、その実情に応じ、創意工夫を発揮して当該地域の求職者等を雇い入れる事業等を実施し、もって地域における継続的な雇用の機会の創出を図ることを目的とする。

### 2 交付金の交付

- ・交付金は厚生労働大臣が都道府県知事の申請に基づき交付する。
- ・交付金の交付額の限度は、基準となる額及び都道府県別の有効求人倍率等に基づき算出された額の合計額とする。

### 3 基金の造成、基金事業の運営等

- ・交付金を財源として都道府県に基金を造成する。
  - ・基金事業の実施に要する経費は、基金及びその運用益で負担する。
- ※基金事業の内容
- (1) 民間企業等に対する委託事業
  - (2) 市町村に対する補助事業
  - (3) 正規社員として雇い入れた事業主に対する一時金の支給
  - (4) 地域基金事業協議会の運営 等
- ・基金事業の実施期間は、原則として平成 23 年度末までとし、事業終了後の基金残額は国に納付する。
  - ・都道府県は、必要な会計帳簿の備付けや区分経理を行う。

※要綱：ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱(平成 21 年 1 月 30 日付け、厚生労働省事務次官)

※要領：ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領(平成 21 年 3 月 23 日、厚生労働省職業安定局長)

